

建設工事等入札契約制度の改正について（お知らせ）

建設工事等の入札契約制度を次のとおり改正しますのでお知らせします。

1 指名競争入札の対象範囲の変更について

災害復旧工事については予定価格1億円未満まで、その他の通常工事については予定価格5千万円未満までを指名競争入札の対象範囲とする拡大措置を行っていましたが、令和4年度については、予定価格3千万円未満の工事について指名競争入札で執行します。

令和4年4月1日以降に入札通知を行う案件から適用します。

2 建設業者の選定基準について

令和4年度の等級区分と発注標準金額については次のとおりです。

（令和3年度と変更無し）

工事種類	等級区分	総合点数	発注標準設計金額
土木一式工事	A級	820点以上	2,000万円以上
	B級	820点未満 720点以上	2,000万円未満 800万円以上
	C級	720点未満	800万円未満
建築一式工事	A級	730点以上	1,500万円以上
	B級	730点未満	1,500万円未満
管工事	A級	740点以上	1,000万円以上
	B級	740点未満	1,000万円未満

3 前金払の支払限度額の廃止について

建設業者の資金調達の円滑化を図り、更なる公共工事の適正な施工や適正な履行の確保を図ることを目的として、令和4年4月1日以降に締結する契約について、前金払の支払限度額を廃止します。

なお、前金払の限度額の廃止に伴い、契約約款について該当部分を改正しますので、令和4年4月1日以降に締結する契約については、改正後の約款を使用してください。

4 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法の改正について

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改正に伴い、算定方法を改正します。
 なお、令和4年4月1日以降に入札通知を行う案件から適用します。

現 行	改 正 後
①直接工事費の97% ※	① —
②共通仮設費の90%	② —
③現場管理費の90%	③ —
④一般管理費の55%	④一般管理費の68%
①+②+③+④=価格	①+②+③+④=価格
予定価格の9.0/10を超える場合は9.0/10を乗じて得た額、7.0/10に満たない場合は7.0/10を乗じて得た額 ※建築工事又は設備工事の「直接工事費」においては、「直接工事費」に9.0/10を乗じて得た額	予定価格の 9.2/10 を超える場合は 9.2/10 を乗じて得た額、 7.5/10 に満たない場合は 7.5/10 を乗じて得た額 ※建築工事又は設備工事の「直接工事費」においては、「直接工事費」に9.0/10を乗じて得た額

5 失格判断基準（低入札価格調査制度）算定方法の改正について

令和4年4月1日以降に入札通知を行う案件から適用します。

総額算定基準	
現 行	改 正 後
①直接工事費の額の97% ※	① —
②共通仮設費の額の90%	② —
③現場管理費の額の90%	③ —
④一般管理費の額の55%	④一般管理費の額の68%
⑤工事価格の3%	⑤ —
①から④までの合計額に⑤を減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。 ※建築工事又は設備工事の「直接工事費」においては、「直接工事費」に9.0/10を乗じて得た額	①から④までの合計額に⑤を減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。 ※建築工事又は設備工事の「直接工事費」においては、「直接工事費」に9.0/10を乗じて得た額

問い合わせ先
 佐野市役所 契約検査課契約係
 電話 0283-20-3027